

食の安全推進のための意見交換会議事録

平成 25 年 2 月 19 日 (火)

県庁西館 4 階第三会議室

(出席者から出された質疑及び意見を中心として)

議題 (1) しずおか食の安全推進のためのアクションプランの進行状況	
議題 (2) 食の安全推進に関する主要事業 等	
を通して	
発言者	内容及び回答
生活協同組合連合会	<p>①「アクションプランの進行状況」に関する質問と意見</p> <p>「消費者と県が合意した意見の施策への反映率」という指標がありますが、意味がよくわかりません。どこで消費者と県が合意するのか、どういう手続きで合意とカウントされるのかわかりません。例えば、タウンミーティングで消費者から意見が出た場合、県の当局の方が「その意見は反映できません」と言えば、もうそれは合意じゃないと数えるのでしょうか。そうすると、例えば消費者がいろんな意見を言っても県当局から論破、説得されてしまえば、それはカウントできないということになると、本当に消費者意見の反映の指標になるのかどうかというのが疑問なんです。</p>
衛生課 (事務局)	<p>合意しなければ、確かに施策に反映することはないし、カウントすることもないということになりますが、可能な限りいただいた意見は施策の中に取り入れるよう努力しております。例えば、以前、子育て中の母親に絞ったタウンミーティングをしてほしいという御意見をいただきまして、県衛生課主催の 4 回のうち、1 回は中部地区で幼稚園の保護者を対象に開催しておりますし、また、参加人数についても我々は最初は多ければ多いほど良いと思っておりましたが、それだと意見が出にくいといった意見を参加者からいただきまして、現在は対象者を絞り込むような形で実施しております。その代わりに、セミナー等を別に開催して、たくさんの方に参加していただくというような形で対</p>

	<p>応しております。また、そういった対応を1年から2年以内に実現させるということを目指しております。この100%という指標は1年以内に実行したものがどうかということで反映率にさせていただいております。</p>
<p>生活協同組合連合会</p>	<p>国の消費者安全法を含めて言っても、消費者意見の反映というのは非常に大きなウエイトになっているわけですね。その施策が1つだけっていうのは寂しいんです。そういった視点に立った時に、この管理指標で果たして意見を全部反映できるのかということについては、今後、関係部局を含めて検討をお願いしたい。</p>
<p>生活協同組合連合会</p>	<p>②「タウンミーティングの実施回数」についての質問</p> <p>県のホームページを拝見したところ、平成19～23年度はだいたい12～13回ぐらいやっているようでしたが、平成24年度はまだ3回となってました。これは何か特殊な理由によるものなのでしょうか。また、平成26年度以降は新しいアクションプランが出来ると思いますが、このタウンミーティングの実施回数について、どのように考えているのでしょうか。</p>
<p>衛生課（事務局）</p>	<p>タウンミーティングは県衛生課主催で4回、各保健所で8～9回程度計画し、毎年11～13回ぐらい開催しております。今年度につきましては、ホームページ上での公開が遅れておりますが、やはり保健所実施分と併せて15回ぐらい開催しております。ちょっと作業が遅れてまして大変申し訳ありませんが、直ちにホームページ上に掲載していきたいと思っております。</p>
<p>木苗先生</p>	<p>③「食の安全に対する県民の信頼度」の指標についての意見</p> <p>消費者の食に対する信頼確保で68.8%、目標が66%以上だから達成しているということですが、この数字が高いのか低いのかいまひとつ理解できません。例えば、静岡県はいろいろな面で他県と比べてどのレ</p>

衛生課	<p>ベルにあるのかがわからないんです。数値自体が 66%で良いのかどうか、他県と比較する意味がないような気もするんですが、内容について比較する必要はあると思うんですよ。</p> <p>本来、目標値は 100%と記入すべきなんですよ。でも、こちら側からすると 100%は有り得ません。それまでの 17~18 年までの間の最高値を基準としまして、そこまで達するのに 3 年くらいかかっているだろうということで、それを 3 で割りまして、数%ずつ上げていけば、24 年度には 66%になるということで目標値を定めております。これは静岡方式の考えです。急に今年と昨年度で 66%を超えまして、喜ばしいことだと思っておりますが、今後またプランの見直しの年になりますので、お知恵を借りながら、どのような目標値にしようか考えております。</p>
木苗先生	他県はどうしてるんでしょうか。
衛生課（事務局）	他県については把握しておりませんが、食品安全委員会でも同じように信頼度調査をしております。今は手元に資料がないものですから、その数値と比べてどうかというはっきりしたことは言えません。
木苗先生	静岡方式に限らず、数字の出し方をもっと精査しても良いのかなって気がしています。
衛生課（事務局）	平成 21 年の時に 54.7%だったんです。年間 3%くらいずつ増やしていけば、という発想で設定しておりますが、また見直しの時に検討させていただきます。
生活協同組合連合会	<p>④「地産地消に取り組む団体企業等の活動支援」に関する質問</p> <p>地産地消率っていう指標がありますが、これはどういうふうにカウントされているのでしょうか。要するに分母と分子が何になっているの</p>

	か伺いたい。
マーケティング推進課	<p>基本的には県産の青果物を対象に調査しております。全店舗調査は困難ですから、大手量販店のいくつかの店舗、具体的に平成 23 年度の実績では 143 店舗について調査しております。その中で、青果物の売り上げは 380、その内、県産品は 100 ちょっとでしたから、概ね 32.9% という形で地産地消率 33% という数字を記載しております。</p>
生活協同組合連合会	<p>⑤「インターネットモニターアンケート」結果に関する質問</p> <p>県産品を選んで購入する人は 72.8%、7 割以上と書いてあるんですが、私がホームページを見たところ、「いつも選ぶようにしてる」人が 4.3% で「どちらかというを選ぶ」人が 31% となっております。これらを足しても 35.3% にしかならないんですが、72.8% という数字はどこから出しているのでしょうか。過大評価しているのではないのでしょうか。</p>
マーケティング推進課	<p>インターネットモニターアンケート結果の中の「県産品を選んで購入する人の割合」が 72.8% の根拠ですが、「食品の種類に関わらず、いつも選ぶ」、「食品の種類に関わらず、どちらかといえば選ぶ」と、もうひとつ「食品の種類によって選ぶ」という項目がございまして、これを加えた数が 72.8% という数字になっております。</p>
生活協同組合連合会	<p>「食品の種類によって選ぶ」ってことは、時には静岡県産、時には神奈川県産品を選ぶということになりますが、ここで言う 72.8% という数字が非常に高いということで、行政が安心してしまうことを私は懸念しています。県民は県産品を食べなきゃいけないとは思っておらず、価格と品質で商品を選びます。決してそういう判断はされていないとは思いますが、アンケートの結果に安心しきってしまわないようお願いしたいです。</p>

消費者団体 連盟	インターネットを使えない消費者が多くおりますので、インターネットを使用しない調査方法も考えていただきたいと思います。
衛生課（事務 局）	指標としている信頼度調査は、県政世論調査の中で実施されているものであり、これはインターネットを使えない方でも回答いただけるようになっております。また、タウンミーティング等開催時に我々が作成したアンケートを配りまして、その場で回答いただくというような恰好もっております。
消費者団体 連盟	<p>⑥「放射性物質検査結果」に関する質問</p> <p>生しいたけの検査結果について、旧修善寺、旧中伊豆で数値が高くなっておりますが、これは原木栽培で、屋内栽培されているものということでしょうか。</p>
農山村共生 課	原木しいたけで、なおかつ露地ものでございます。
生活協同組 合連合会	<p>⑦「しずおか農林水産物認証制度」に関する質問と意見</p> <p>更新等があつてなかなか累積数を伸ばせず、御苦労されているのはわかりますが、生産者で取得される方が少ないんですよね。私どもが今お付き合いいただいている生産者に、バイヤーが逆に県の認証制度があるから取ってくださいと言って、取ってもらった事例があるんです。ということで、この内訳を見ますと、農産物の果実とかお茶のところに注目したんですが、果実については静岡県は柑橘類の生産量が多いわけですけど、認証取得されている生産者は3件しかありませんでした。お茶も3件しかありません。農産物全般に広めるのも良いと思いますが、やはり静岡っていうと柑橘類とかお茶について県内でも消費して、何とか県内の生産者を応援したいと思っているんです。ですから、柑橘類とかお茶で認証が増やせるような重点的な施策が取れないかどうかお伺いします。</p>

<p>マーケティング推進課</p>	<p>農林水産物の認証制度について、柑橘類とお茶を重点的にできないかという話がございましたが、お茶については、県の制度でT E A - G A Pという別の認証制度に近いものがございまして、茶の生産者の方はそちらを取得している方が多いものですから、なかなか増えてきません。また、柑橘類のみかんについては、現在取得件数は3件なんですけど、こちらも農林事務所を通じてお願いしていますがなかなか増えてきません。その理由なんですけど、実は認証を取得するためには一から生産工程を見直さないといけないという中で、長いものについては2年間ぐらいかけてお願いしながら認証を取得してもらっています。そういった中で、県の特産品を重点的にやるというのは一つの考え方ではありますけど、他の農林水産物の生産者の方も取りたいってことで農林事務所のほうで一生懸命サポートしながらやってるものですから、手が回らないといったところがございまして、目標数値を達成できないといった実情でございます。</p>
<p>消費者団体連盟</p>	<p>認証を取得されたものの価格なんですけど、野菜はそんなに高くないと思っておりまして、トマトは比較的高めに落ち着いてるのかなという感じがしているんですけど、どうなんでしょうか。</p>
<p>マーケティング推進課</p>	<p>申し訳ありませんが、実際、取得された方の農産物の価格については把握しておりませんでした。認証取得までに今までやってきたよりも費用がかかるという側面があるということは確かで、それが若干、価格に反映しているということは考えられます。また、安全安心をブランドのように考えますと、この認証制度を取得することによって、生産者がブランドとしていく中で価格を高く設定するということもあるんじゃないかと思います。ただ、価格まで県のほうで指示とか指導できることではありませので、御理解いただければと思っております。</p>
<p>生活学校連</p>	<p>認証制度について費用がかかるというふうに受け取りました。例えば、</p>

<p>絡協議会</p>	<p>JASマークを取るにはすごくお金がかかるんですね。それで認証を取りたい場合、生産者にどれぐらいの負担がかかるか考えたいんです。負担が少なければ私どもがお付き合いしている農業の方に取っただけでいいかと勧めたいと思っています。JASマークで苦い経験をしたものですから。それから、量販店と提携しているPRですけれども、西部と中部しか記載されておりませんが、東部でもやっていただきたいと思っています。</p>
<p>マーケティング推進課</p>	<p>基本的に取得すること自体は無料です。費用がかかると言ったのは、例えば生産していく段階で、記録をとる必要があるわけで、それを管理するためにパソコン代がかかるとか、そういった上で費用負担があるかもしれませんと説明したんです。取得するために10万とか30万とかかかるというわけでは決してありません。ですから生産者の方にぜひお勧めしてあげてください。それから、量販店と提携したPR活動ですが、東部も含め、県内一円でなるべく出来るように頑張りたいと思っています。</p>
<p>畜産課</p>	<p>畜産に限っては、もともと価格帯を高く設定している方々が積極的に取得しているので、比較すると高いということになるのかもしれませんが、取得したから高くしたという話は聞いておりませんし、そういう方はいらっしやらないんじゃないかと思っています。あくまでも良いものを生産しているので、県でも認めてほしいというスタンスで取得されているんだと思います。経費も特別かかりません。もともと物理的には整っている方々なので、ハード的にも費用はかかっておりません。ただ努力は必要ですので、努力した分を経費だと言われてしまうと、それはかかっているという理解ではあります。高く売るという感覚は皆さん無くて、安全なものと言われた時に、消費者の方に理解してもらいたいという考えで取得していると思っています。</p> <p>⑧「BSE検査」についての質問</p>

<p>消費者団体 連盟</p>	<p>静岡県では全頭検査をしてくださっておりますが、1頭当りの金額はどのぐらいなのでしょう。また、日本の牛はしっかり耳にタグされておりますが、アメリカやカナダの牛については、月齢がわかる仕組みになっているのでしょうか。</p> <p>それから、BSEの原因は肉骨粉が100%であり、牛に肉骨粉を食べさせないということであれば、全頭検査もそれだけのお金をかける必要があるのかどうか私たちも考えていく必要があると思っています。</p>
<p>衛生課（事務局）</p>	<p>1頭当たりのBSEの検査費用でございますが、人件費等を含めまして、およそ7千円という計算をしております。年間ですと、これに7,386頭をかけた金額になります。</p> <p>また、アメリカにおける牛の月齢の確認方法なんです。アメリカではトレーサビリティが出来ておりませんので、歯列で確認するそうです。乳歯から永久歯に生え変わるタイミングで30ヶ月齢以下かどうかを判定するという事です。アメリカ側の言い分ですと、肉用牛は通常26～27ヶ月齢で出荷されることから、歯列による確認で十分判断が可能であると言っており、厚生労働省もそれについて納得しております。また、この歯列による確認は世界的にも認められた方法となっているそうです。</p> <p>それから、肉骨粉とBSE発生の関係なんです。定型BSEといわれるものは肉骨粉が100%原因だろうといわれております。ですから、肉骨粉を規制すれば発生を必ず抑えられるということになっております。これとは別に非定型BSEというものがあるんですが、これについてはほとんどが8～9歳の高齢牛で発生が見られています。日本国内では23ヶ月齢という若い牛で1頭見つかっておりますが、これについてはどこから来たのかははっきりしていない状況でございます。ただ、世界的には肉骨粉の規制が確実に行われればBSEの危害は起こらないだろうと言われております。ですから、この規制が100%行き届いていけば国内にも発生が見られなくなりますので、そういったところを踏まえれば、全頭検査はやはり見直して良いのかなと思っています。</p>

衛生課	<p>アメリカでは肉用牛は30ヶ月も飼わないという大前提があるようです。また、日本へ輸出される牛の処理施設については、厚生労働省の検査官がアメリカに行ってチェックをしており、日本に認められた施設だけが日本向けに処理された牛肉を輸出することになります。</p>
食品衛生協会	<p>⑨「平成25年度静岡県食品監視指導計画案」に関する質問</p> <p>平成25年度静岡県食品衛生監視指導計画案の中に、重点監視指導案に関する事項というのがあります。ここに、リスクの高い畜水産物等々ということで、HACCPの概念を取り入れた監視指導とあります。実は業者から、もっとうちもHACCP志向を取り入れた施設作りをしたいというようなことを時々耳にするんですが、こういった指導も併せて行政が行っていただけると解釈してよいのかお聞きしたいのですが。</p>
衛生課（事務局）	<p>HACCPの概念を取り入れた指導ということですが、HACCP方式による衛生管理が、これまでの食品の衛生管理の中で最も良い方法だろうとされております。本県といたしましても、いろいろな食品営業者に対して、HACCPの概念に基づく衛生管理を取り入れていくよう指導させていただいております。今、御発言いただいた食品衛生協会さんには大変お世話になっておりました、県内でミニHACCP承認事業というものを推進させていただいております。これは製造業に限らず、飲食店まで間口を広げて、ある程度、HACCP管理が出来ているという施設に対し、食品衛生協会さんが承認するという事業を実施しております。現在、130～140件ぐらい承認されていると思いますが、この数をどんどん増やしていきたいと考えております。承認は協会さんにすべてお願いしているところですが、当然、行政側としましても、承認数が伸びるよう、業者の方々に対して技術的な助言や指導を行っていくことで御協力させていただきたいと思っております。</p>

衛生課	<p>本日はいろいろと御質問いただきましてありがとうございました。本日いただきました御意見等は、今後の施策に反映できるよう吟味させていただきます。来年度はアクションプランの見直しの年になっていきますので、また御意見等、お知恵をお借りできればと思っておりますので、宜しくお願いします。本日はどうもありがとうございました。</p>
-----	---